

平成30年第8回佐渡市議会定例会会議録（第5号）

平成30年12月12日（水曜日）

議事日程（第5号）

平成30年12月12日（水）午前10時00分開議

第1 一般質問

第2 議案第120号から議案第129号まで

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（20名）

1番	北	啓	君	2番	宇	治	沙	耶	花	君	
3番	室	岡	啓	史	君	4番	広	瀬	大	海	君
5番	上	杉	育	子	君	6番	山	田	伸	之	君
7番	荒	井	眞	理	君	8番	駒	形	信	雄	君
9番	渡	辺	慎	一	君	10番	坂	下	善	英	君
11番	金	田	淳	一	君	12番	中	川	隆	一	君
13番	岩	崎	隆	寿	君	14番	中	村	良	夫	君
15番	佐	藤	孝	君	16番	近	藤	和	義	君	
17番	祝	優	雄	君	18番	竹	内	道	廣	君	
19番	中	川	直	美	君	20番	猪	股	文	彦	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	三	浦	基	裕	君	副市長	藤	木	則	夫	君
副市長	伊	藤	光	君	教育長	渡	邊	尚	人	君	
総務部長	渡	邊	裕	次	君	企画財政長	濱	野	利	夫	君
市民福祉部長	後	藤	友	二	君	産業観光長	坂	田	和	三	君
建設部長	猪	股	雄	司	君	総務部長（兼選挙管理事務局長）	中	川	宏	君	

企画財政部副課長(兼財政課)	磯部伸浩君	市民福祉部副部長(兼市民生活課)	小路昭君
産業観光部副部長(兼世界遺産推進課)	深野まゆ子君	産業観光部副部長(兼地域振興課)	山本雅明君
建設部副部長(兼上下水道課)	渡部一男君	総務部副部長(兼防災課)	甲斐由紀夫君
企画財政部長	岩崎洋昭君	市民福祉部部長(兼高齢福祉課)	山本郁男君
産業観光部副部長(兼交通課)	高津孔君	産業観光部副部長(兼農林水産課)	市橋秀紀君
産業観光部副部長(兼農業課)	金子聡君	建設部部長(兼建設課)	矢川和英君
教育委員会事務局	山田裕之君	教育委員会事務局	渡辺竜五君
両津病院管理部長	伊藤浩二君		

事務局職員出席者

事務局長	村川一博君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

平成30年第8回（12月）定例会 一般質問通告表（12月12日）

順	質 問 事 項	質 問 者
13	1 北方領土2島先行返還論に対する市長見解 2 佐渡金銀山世界遺産登録に向けての取り組みと見通し 3 新市建設計画の変更内容 4 本市農産物の本年作況と市の対応策 5 土地改良区支援事業補助金交付の市の方針 6 副市長2人制及び部制は従前に戻すべきではないか 7 財産管理は適正に行われているのか 8 佐渡空港2千m化は精力的に進めながら、滑走路長800mで離発着でき約40名が搭乗可能の、ATR社が開発検討をしているターボプロップ機（ATR42-600S型機）を導入し、首都圏や関西圏などへの新規就航を目指すべきではないか	近藤和義

午前10時00分 開議

○議長（猪股文彦君） ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（猪股文彦君） 日程第1、一般質問を行います。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔16番 近藤和義君登壇〕

○16番（近藤和義君） おはようございます。近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

私は、佐渡市議会誕生以来、全ての定例会で登壇をして質問してきましたが、本日は60回目の質問となります。去る10月18日から11月11日に新市建設計画の変更に対するパブリックコメントが16名の市民から寄せられました。その中で、合併特例債で本庁建設をすべきが9件、合併特例債でのアミューズメント佐渡の改修や体育館等の解体に反対が11件と、多数を占めました。その一部を紹介します。Aさん、「新市建設計画は、歴代の市長、議員が考えてきたことを続行していただきたいので、新庁舎を建設してほしいです。これからの佐渡を考えていくためには本庁での会議は欠かせないのですが、現状の会議室、相談室ではとても対応できないです。いろいろな課が市民団体と交流をし、この佐渡を活気づけていただきたいので、市民の意見をもっと聞いてください」、Bさん、「今回は新市建設計画ではなく、新市解体計画だ。夢も希望もない。計画は拙速で、思いつきのでたらめな計画としか言いようがない。2回も否決をされているのに、市長も市民の代表かもしれませんが、市議員も市民の立派な代表です。市長は、もっと市議員の意見を聞いて行政をやるべきとだと思ふ。二元代表制が全く機能していない。両津病院建設は、全く別のプロジェクトでやるべきで、今計画に入れることはこそくで汚いやり方だ。時間はたっぷりある。急ぐな。急いでは事を仕損じる。ウオーク・ドント・ラン」、Cさん、「現庁舎及び分庁分散方式は、市民また職員の立場から見ても問題が多い。特に市民に負担がかかっている。1用件は1カ所で用が足せるワンストップサービスに改善するために本庁舎建設を望む。本庁と支所との役割は異なる。支所をどんなに整備強化しても本庁のかわりにはなり得ない。支所は、及ぶ範囲はその地区に限定され、機能も日常的な市民サービスに限られる。災害時、市の有する全ての資源が本庁の対策本部の指揮命令下に入るので、災害に強い本庁舎建設を望む。合併特例債事業には本庁舎建設事業を計上すること」、Dさん、「合併特例債には限度がある。佐渡に残されている額はわずか35億円である。残された財源をどの事業に充てるか、事業の優先度が問題になってくる。市の当初計画では、本庁舎建設事業が最上位にランクされていたはず。議会では、合併特例債で本庁舎建設を計画どおり実施すべきが多数意見。市長はこれを中止し、その分を他の事業に充てると主張して議会と対立し、いまだ決着していない。なし崩し的に本庁舎建設事業以外の事業に充てるのは問題である。提案内容の見直し、再検討を望む。当初の基本計画に計上されていないアミューズメント佐渡の改修、両津文化会館の解体、真野体育館解体等の事業は、一般財源など合併特例債以外の財源を充てるべきである」、以上パブリックコメントに寄せられたご意見の一部を紹介しました。

それでは、通告書により質問します。1、北方領土2島先行返還論に対する市長見解。2、佐渡金銀山

世界遺産登録に向けての取り組みと見通し。3、新市建設計画の変更内容。4、本市農産物の本年作況と市の対応策。5、土地改良区支援事業補助金交付の市の方針。6、副市長2人制及び部制は従前に戻すべきではないか。7、財産管理は適正に行われているのか。8、佐渡空港2,000メートル化は精力的に進めながら、滑走路地を800メートルで離発着でき、約50名が搭乗可能のATR社が開発検討をしているターボプロップ機ATR42-600S型機を導入し、新潟空港はもとより、首都圏や関西圏などへの新規就航を目指すべきではないか。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、三浦基裕君。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、近藤議員の一般質問にお答えさせていただきます。

北方領土につきましては、これまでも申し上げましたとおり、過去の歴史からしても日本固有の領土であるという認識は変わっておりませんが、基本的には国政の問題であり、今後の国の動きを注視していきたいと思っております。

次に、佐渡金銀山の世界遺産登録につきましては、8月の学術委員会以降、イコモスメンバーを中心とする国内外の専門家とともに、これまで主張してきた世界遺産としての価値についての再検証を行い、その考え方に間違いはなかったことを確認することができました。今後登録に向けて推薦書のさらなるブラッシュアップを図り、できるだけ早期に国内推薦をいただけるよう努力する所存でございます。また、現在は佐渡金銀山史跡への来訪者をお迎えするに当たり、来年4月のオープンを目指したガイダンス施設を始めとする受け入れ環境の整備に取り組んでおり、先月11月のガイダンス施設の愛称募集に対しましては、島内外から560通ものご応募をいただきました。こうしたあらゆる媒体を活用した佐渡金銀山の価値と魅力の発信についても官民協働で行ってまいります。今後も世界遺産登録と登録後の魅力的な地域づくりに向けた取り組みに市民の皆様からのご理解とご協力をお願い申し上げます。

新市建設計画の変更内容についてでございますが、議案として提案させていただいた新市建設計画の変更案につきましては、市民説明会等でいただいたご意見を総合的に勘案させていただき、前回の延長時と同様、合併特例債活用に最低限必要な計画期間の5年延長と、それに伴う財政計画の変更とさせていただいたところでございます。また、市民説明会などでお示しました合併特例債事業などの建設事業の予算計上につきましては、新市建設計画変更の議決内容を踏まえ、検討させていただきたいと考えております。

次に、農産物の作況と市の対応策についてですが、夏の猛暑と渇水、秋の台風により、米の作況指数は86となっております。また、果樹は日焼け、落下、倒木などの被害が多く発生し、米で約7億1,200万円、園芸作物で約2億3,200万円、農作物全体で約9億4,400万円の被害額と推計しているところでございます。農業協同組合が災害等復旧支援資金による無利子融資を行いますので、融資を受ける際に必要となる信用保証料について佐渡市で相当額を支援することを議会に提案させていただいているところでございます。

次に、土地改良区支援事業補助金交付の方針でございます。農業農村整備事業は、市の基幹産業である農業の基盤を形成する重要な事業であり、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にある中で、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることは必要不可欠でございます。今回の

見直しでは、農業農村整備事業への支援が市の基幹産業を支える重要な施策であることを十分理解した上で、限られた財源の中で優先度を見ながら検証していきたいと考えております。また、国が平成31年度より団体営土地改良事業についてガイドラインを設定するとの情報がありますことから、団体営事業のガイドラインが設定され、市町村が負担すべき割合の指針が示されることを見据えて、今後は新たに設定されるガイドラインに沿って土地改良区への支援を継続していきたいと考えております。

次に、副市長2人制と部制につきましては、市政の重要な課題や懸案事項に対し情報の把握に努め、縦割りを解消して、柔軟かつスピード感を持って対応できる組織体制とするため導入したものでございますが、一定程度有効に機能していると認識しております。

次に、財産管理の件でございます。市有財産は、行政財産と普通財産に分類できますが、行政財産は庁舎や公の施設といった行政目的を持つ財産として市民の利用のための適切な管理に努めております。普通財産につきましては、合併による集約等で行政目的を終え残ったものが多くございますが、その中でも使用可能なものは売却、貸し付けにより活用を図っております。他方で、使用に耐えない普通財産については解体することになりますが、莫大な費用が必要であり、その解消には年次的、計画的に取り組んでまいります。

次に、佐渡空港の件でございます。9月に県知事と佐渡空港について会談をさせていただいた際、まず現空港を活用した航空路開設を進め、それと並行して佐渡空港2,000メートル化計画を新潟県、佐渡市とともに改めて推進するスキームをつくり上げていくことを確認させていただいております。現在の佐渡空港でも離発着可能で搭乗人数が多い新たなターボプロップ機について、県知事は航空会社の佐渡航路開設の検討が促進されるものと期待しており、佐渡市としましても観光振興や島民の利便性向上などの観点から推進すべく、新潟県と連携しながら実現を目指したいと考えております。なお、現時点で当該の航空機メーカーは新たなターボプロップ機の開発について正式な決定はしておりませんが、その決定がされ次第、詳細を踏まえ、航空路開設の要望を新潟県に提出したいと考えております。

私のほうからの答弁は以上でございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） ナンバー1の北方領土問題、今連日報道されていますが、ちょっとこれだけで30分ぐらい欲しいので、後回しにします。

ナンバー2、佐渡を世界遺産にする首都圏の会の総会、出席させていただきました。書いてありますように、筑波大学大学院教授の稲葉信子先生の講演、大変中身の深いものでありました。

ナンバー3、合併特例債です。市民、はっきり言いますと同僚議員から、「おい、こんなものがテレビに映っておったぞ」ということでいただいたのが①のこれです。これ見ますと、10月の「三浦市長の今コレ！」で公開されていますが、市長、これ市長のものに間違いございませんか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） はい。そのイラストというか、グラフィックは、私が「今コレ！」という番組の中で使用させていただいたものでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） これ私も同僚議員も驚きました。何を驚いたかということ、市長は平成28年4月18日

に市長に就任していますが、平成28年6月、就任直後です。そのときにもうこうやって両津文化会館の解体やら、それから体育館の解体を入れて、本庁舎建設を入れると420億円の限度額からはみ出てしまうというのを6月と書いてあります。間違いないですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） はい。その中身につきましては、6月までの間で庁舎内各担当課のほうから合併特例債に充てたいと考えている事業計画を全部もう一回再検討させて、上げてもらった中でのトータルというふうに認識しております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） これを見た市民は、恐らくですよ、市長に、就任直後といえば直後の話ですから、もうずっと三浦市長になる前から積み上げられてきた、そういう感覚で100%見えています。私②番載せておきましたが、実はこの②番が平成27年6月現在の予定事業です。何も解体等は入っていない。私たちは、この②番で進めてきたのです。ところが、これを見た市民は、ずっと積み上げてきて本庁舎建設を入れると420億円の枠からはみ出てしまうので、市長はこれを継続するのだなという感覚で見たと。私2人から電話、市民からありました。そういう感覚です。まさにこれは市民を感わす汚い手法。まだ言うと、さもしい手法です。加えて言うならば、6月時点でこういう積み算をして、本庁舎建設ができないよということ、これ自体が表になっていますが、現在議員に全く知らせも公表もなかった。今20人議員いる中で、6月時点で執行部がこんなことをしているのを知っている人は一人もいませんよ。こんなことを市長はやる、非常に汚い手段だと私は思うが、市長はどうか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この部分につきましては、今後の合併特例債、本庁舎建設も含め検討するために、役所の中で再度集計させてもらったものでございます。もう一度役所の中の検討を考えた最大の理由というのは、今議員ご指摘の平成27年6月現在の合併特例債予定事業の中で幾つもの事業案件におきまして、このときの合併特例債の発行見込み額よりもかなりオーバーしているものもふえてきた中で、改めてしっかり金額的なものも含め、合併特例債事業からはみ出していたものも含めてもう一度再検討しようということでやったときの部分でございますし、この部分についてはまた担当課のほうから時系列は説明させていただきますが、平成28年9月の連合審査等でもオーバーしていたという流れの説明はさせていただいていると考えております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 内部資料だったのでしょうか、議員一人も知らないことですから。内部資料は内部資料でいいとして、今になってからテレビですよ、多くの市民に平成26年にもう決まっていた、それをことしの9月にこういうふうに整理したと内部資料を表に出して言うのは間違いですって。②番の市長が就任以前の予定事業は387億円でしょう。420億円の限度額まで35億円ぐらいあるわけです。そうすると、普通の行政の継続から考えて、普通の感覚ですと②番の合併特例債の予定事業にまだ30億円余裕があるから、何を入れるかというのが普通の行政としての考え方です。ところが、本庁舎建設をはみ出させて、解体事業を入れて予算オーバーするからできないというのは、普通の感覚ではないですよ。行政の継続を全く無視して、35億円足りない分を何を持ってこようかというのが普通の感覚。それと逆のことをやったのはど

うしてですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほども説明させていただきましたけれども、この②番の近藤議員の表で言わせていただければ、例えば支所等建設事業、当初見込み額では24億8,000万円ということになっておりますが、この時点で既に39.1億円というような形で、かなり上振れしているものが多くある中で再検討が必要と考えたものでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 質問に答えていないって。私が聞いておるのはそうではない。1年ぐらいたったらこれも増嵩する、あれも増嵩する、特に支所等の建設が増嵩していますね、10億円ぐらい。10億円までいかないわけですね、8億円ぐらい。だけれども、平成28年6月時点で②番の1番に上げている本庁舎建設を切って、切った形になっていますね、この図は。それで、ほかの事業を入れるというのではなくて、繰り返しますが、380億円の予定事業の中で今後何を入れるかと、その余った38億円の中で余らすのはもったいないとするなら何を入れるかというのが普通の行政のやり口ですよ。それぞれ増嵩したから、テレビで言っている平成30年9月段階では支所もアミューズメント佐渡の改修も体育館の解体もそれぞれ工事費は増嵩していますから、それなら当初計画どおりに解体の事業は例えば一般財源なり、ほかの財源でやるというのが普通の行政のやり方です。それを②番にないものを優先的に入れて本庁舎建設を切っていくというやり方は、全く行政の継続を無視したやり方ではないですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 先ほど来説明させていただきましたように、例えば支所等の建設においても15億円上振れしております。ここはイラスト上そう見えるかもしれませんが、この切っているのは420億円という限度額のラインを裏側に引かせていただいているだけの話でございまして、これを踏まえて本庁舎建設を取りやめるのか、あるいはその他のものを何を外すのかというところの検討をさせていただいたということでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 全く答弁になっていない。この図面の上、下は関係ないので。②番に余裕がある35億円をどれかを入れるかという検討しなければいけないのを解体事業なんか入れて、それでオーバーさせて本庁舎建設できませんと市民に公開するのは絶対だめですよ。市民は、この絵を見て、繰り返して言いますが、これは前から決まっていた、平成28年6月にもうオーバーしたのだ、オーバーしていたものを今度は整理したら平成30年9月にこうなったとあなたはテレビで言っている。全く違うではないですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） このときにつきまして、既に三十数億円の残は残っていない状況でございます。400億円を既に超えているような状況で、実際のこの見込み額が、平成28年度の時点ではこの残はもう残ってなくて、それぞれの建設事業の計画の上振れが多数発生したということを説明させていただきました。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 言ってもわからない人だな。私は、②番で420億円から387億円を引くと三十何億円は余っている状態だったのです、あなたが市長になる前は。そしたら、余っている状態の中に新規に何を

入れていくかというのを検討するのが普通だと言っているの。これ平行線になるから、やめます。

あなたは、こうやって内部資料を表に出して、もう決まっていたと言って、テレビですよ、決まっていたものを整理しただけだという言い方でしたが、そうではない。平成28年6月に就任早々にあなたは何を言ったかという、③番に書いてありますが、14日の日に所信表明演説をやっている。その中で、記憶があると思いますが、華美な設計があるか検証したいと言っている。その結果、1億3,000万円でしたか。そうなのですよ。だから、6月時点でのこの積み算は全く二枚舌で、一方では検証したいと言いながら、一方でははみ出しているという内部の資料を表に出したわけ。そんなことはすべきではない。同じ6月議会で……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（近藤和義君） 後づけでつくったのなら余計に悪い。6月にですよ、予算議決9月までとめると表明しました、定例会で。その後8月2日に議員全員協議会でB案を示しました。これも矛盾している。既にオーバーしているのに、内部資料では。オーバーしているのに新庁舎建てて、今の庁舎はすぐ壊すというのがB案ですよ。全く矛盾していませんか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この資料の見方の違いだと思いますが、このB案で行う場合はここでオーバーしているものの中、この積み上げた中のどれかを420億円以内になるように削減しなければいけないという作業が出てくるということでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 市長、何言っても正論が勝つのですって、間違いは負けますって。いいですか。その後C案を示して、連合審査に入るわけ。連合審査に何で入れたかという、C案に対する議員の反発が、反対が多かったから連合審査に入ったと私は理解している。その連合審査で、「明らかとなった指摘すべき点」、ほかにも相当きついこと書いてありますが、一番に「本庁機能の分散配置に関する具体的計画が明示されていないことに加え、分散配置のメリットについて明確な説明がなく、分庁方式の有利性を判断できない」、2番目に「コストの比較検討において、平成62年度までの34年間という長期間にわたる推計を行っているが、将来的に制度の改変や物価変動を含めた経済情勢の変化が起こり得ることは容易に想像され、現段階において当該推計の適正を判断できない」というふうな意見ついているのですよ。連合審査の意見です。つまり賛否が分かれていましたが、この指摘する点、「なお、このようなことは佐渡市議会においてこれまで前例がないことであり、本件の調査が決定するまで」云々が書かれている。全くもって賛否が分かれる中でもこの報告は市長のC案に対する反対意見が載っている。市長、これをどう捉えましたか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 連合審査のほうの意見として載っていることはわかっております。それについてというよりも、あのときに支所、行政サービスセンター、各出先機関の部分につきましては、私のほうからは答弁の中で60億円を超える整備等を、連合審査に限らず、C案提出のときも含めて、支所、行政サービスセンターの役割としては60億円を超える大規模な事業として支出をしたわけでございますから、せっかくそうやって整備した出先機関、支所、行政サービスセンターを有効的に活用することが大事だと考える

ということは何回か申し上げているつもりでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） だから、議員の多くはそれを理由にして、もう体育館などの解体を入れてオーバーする、これ9月議会、全部はつきり議員が知ったのは去年の12月定例会で、一般会計補正予算を組むときですよ。とんでもないと、解体なんか入れて何だということに否決になっているでしょう、ここの経過に書いてある。12月18日に条例の廃止案と一般会計補正予算を否決している。そこまではつきりこれわからなかった、連合審査でもはつきりこれを示していない。それを今ですよ、先々月になってからもう決まっていたのだ、こうなっていたのだと市民に示すなんてひきょうな手は使うべきではない。これは平行線なので、これでやめますが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（近藤和義君） 私は本当は卑劣な手段、手法だと言いたいだけけれども、卑劣という言葉は差別用語らしいので言いませんが、さかしい。いかにもさかしい手法ですよ、これは。全く決まっていたと言わんがためのこの図ではないですか。私、質問……何か言いたいならどうぞ。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この表を踏まえて、もうこれが決まっていたという表現はしていないと。それは、聞き間違いかというふうに思います。この当時のトータルの合併特例債候補の事業を総計すると限度額をオーバーしてしまっている状況でしたというふうに説明させていただいたと記憶しております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

〔「いや、違う、違う。済みません、追加する。もう一回お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 済みません。今言ったのは、テレビ放送の中ではそのように言わせていただいたということを伝えたつもりでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） だから、私の言っているのと同じではないですか。うそを言っているわけではないか。議会に何の説明もない、議会軽視も甚だしい。今のは内部文書を表に出して、初めから決まっていたみたいな市長答弁ではないですか。とんでもないですよ、これは。議員が知っている人誰もいない、これ。だから、同僚議員が驚いて、こんなもの出たぞと私のところへ持ってきた。二、三の市民から電話もあって、こんなもの市長就任前から決まっていた、6月にもうこういうふうにオーバーして本庁舎建てられないこと決まっていたのだなという感覚で受けとめているというの。そういうふうに惑わすような手法はよくないと言いたいです。

時間あったらまたこれやりますが、この④を見てください。これは、執行部から示された今回の本庁舎の大規模改修の事業の内容です。全議員に配られたやつです。これは、6億7,000万円になっている。⑤番を見てください。執行部が頻繁に使っている国土交通省が監修した建築物のライフサイクルコストから引っ張ったものですが、この表は3000型、3,000平米を基準にしたコストの、ここに書いてあるのは経常的修繕コストです。30年まではこの金額で経常費が上げられるが、31年以降は2万6,800円。その前は

8,000円とか2,000円とか3,000円ですね。2万6,800円になりますよという表です。あなた方が一番指針にしているライフサイクルコストです。修繕コストは下に書いておきました。14億円かかる。これは下の網見てください。使用年数により積み上げた65年の総額です。つまり私は何を言いたいかというと、④の表で、これ増嵩もしますから、7億円かかるでしょう。14億円かかるうちの7億円を今回大規模改修をやるわけです。32年間であと7億円かかるという話なのです。私はこう考えて、いつも言っているのですが、7億円に2億円足せば新庁舎が建設できます。あと7億円も経費がかかるんですよ、三十数年これをもたせるためには。あと2億円足せば新庁舎が、用地まで10億円以上を費やして用意してある。それで④が全部クリアできます。耐震もクリアできればエレベーターもつきますし、全てが、第二庁舎の職員、94人ですか、それも入れる。あと2億円でできるのですって。それをわざわざまだ7億円も経費がかかる選択をするというのが私には信じられない。市長は、どうして一番血税を使う方法を、こうやってどぶに捨てるような選択をするのですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） この本庁舎改修費用の概算工事費については、現状フルの金額で積ませていただいておりますので、この金額で最終確定しているという判断はしておりません。さらに、今あと2億円でというようなお話がございましたが、合併特例債は限度がございます。そうしますと、そこはプラス2億円、もし仮置きでそうだったとしても、その分今度は単費事業費として、市の独自財源ではみ出た分全部単費で賄わなければいけない事業もたくさん出てくるということも踏まえて、トータルで考えるべきものと思います。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 市長はそういう考えでしょう。ただ、解体事業などは今やっても将来やっても金額そんなに変わらないです。ところが、古屋の造作で、この本庁舎をあと33年間もたせようとする場合には、まだ7億円もかかっていくのです。繰り返しますが、あなた方が一番信用しているこのライフサイクルコストによると、つまり今7億円かけてもまだ7億円かかるのですよ。ほかの解体事業等は、後回しにしようが別の財源でやろうが、増嵩することがないではないですか。だから、市民の血税を無駄なく、なるべく儉約しながら使うというのが普通の市長の選択ですよ。違いますか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ただし、これまでの部分を含めて、廃止になった公共施設等々含めて、やはり単費回しの分でこれまでかなり積み残したまま、もう危険廃屋に近い形になっているものもたくさん発生しているのが現状でございます。やれるときにしっかり次に負の遺産を残さないということも一つの大きな考え方だと私は思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 市長はそう言うでしょうね。でも、市長のやろうとしていること、市長が今選択している手法、やり口は市民が一番負担をかけるやり方ですよ。わざわざそうやって、しかも今の本庁舎、1級建築士の専門家に言わせると、33年後には今の建築費の倍かかるというのは、もうどの専門家に聞いても言います。そこで30億円損して、それで維持管理の修繕費また7億円も継ぎ足して、今10億円使ってしまう敷地も無駄になると。私前の議会で言いましたが、60億円もどぶに捨てるような話を市長は

選択している。絶対にすべきではないです。いかがですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 60億円という推計については私のほうからコメントのしようがありませんが、私
の見解、考え方としては解体事業そのものも含めてこれは必要なものはできるときにやると、将来へ負の
遺産を残さないことも大きな課題であるというふうに考えておりますので、そこの部分は考えを今のとこ
ろ変えるつもりはございません。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 解体などは、後で思いつきで入ってきた事業でしょう。もともとの計画をこなして
から枠に余裕があれば解体を入れるべきですって。本来一般財源なり、ほかの起債でやるべき事業を合併
特例債無理して入れて、ナンバーワン、トップに計上していたこの計画の本庁舎建設をやらないなんてこ
とはあり得ないというの。議会も入っていないければ上下水道課も教育委員会も外へ出して、不便だ。20市
の中でもう佐渡市だけになりましたよ、議会が入っていない庁舎なんていうのは。そんな特別不便な選択
をしないで、普通の市になりましょう。一番もめたのは魚沼市です。それでも魚沼市は市民の意見も議会
の意見もあって、今ほとんどでき上がりました。議会を入れました。分庁方式やめました。それが市民に
とっても便利ですし、議会にとっても執行部にとっても、不祥事の再発を防止するためにも必要なのです。
そっちの選択が正しいのですって。違いますか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 分庁制が残ることと不祥事は別次元だと考えております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 凍結事故のときに市長は本会議答弁で、議事録残っていますが、「上下水道課が離
れているだけではありません」、初期対応が遅れた原因は何ですかと、「それだけではない、ほかにもあり
ますよ」と答弁しているのではないですか。それが一つの理由だったのではないですか。だって、対策本部
に担当課が入れないような対策本部どこにありますか。本庁というの、総合事務、総合担当する場所な
のですって。議会がない本庁舎なんて県内もうないですよ、うちしか。そんなことあり得ないと。普通の
市にしましょうということであります。時間あったらまたやります。

飛行機いきましょうか。飛行機の前に農業問題いきます。ナンバー4です。これ県の佐渡地域振興局か
らつい先日、12月7日に出された、出されたというより私が言って資料をつくってもらったものですが、
過去10年で10アール当たりの収量がことしは一番少ない。500キログラムを切ったことは一回もなかった。
作況指数も86、これ最終決定だそうです。これも90を下ったことは一度もなかったわけで、この分農家の
手取りは激減です。下に書いておきましたが、コシヒカリの1等米比率78.7%、11月9日現在ですが、最
新のやつは77.2%。下方修正されて、これ11月末現在だそうです。ちなみに、去年は89.3%で、1等米比
率90%を佐渡市はずっと目標にしてきましたが、77%まで下がったということでもありますから、農産物の
被害はその下に書いておいたように約10億円。農家は悲鳴上げています。年が越せないということで、大
変な目に遭っているのです。

そんな中で、②番、市長は今度は土地改良区の補助金を切ろうとしていると。今すごいことになってい
ますよ、農家の間では。この②番の表、議会事務局が言っていました、農林水産課の資料ではないかと

言うけれども、全然違うのですよ。これは、土地改良区が私のところへ2回来て、一般質問で取り上げてほしいので、これを使ってくださいと置いていった資料。これは、行政の資料ではありません。これによると、666万円、網かけた部分削減されるのではないかと土地改良区は見ているわけ。下に書いてありますね。666万円切られることで、もう農家はえらい騒ぎになっています。それは市長の耳にも入っていると思うけれども、この原因は何かというと、下に網かけて私の文章載せておきましたが、藤木副市長通達で何もかも切りますよというところから始まっているのですって。農家には大きな動揺と焦燥が渦巻いていると書いておきましたが、まさにそのとおり。国営かんばい事業が終わって、今度は基盤整備をして、やりましょうというときに出ばなをくじかれているわけです。農業を潰すことになる。精神的にも物すごくダメージが大きいのです、これをやると。従前私のところは10%ですが、10%をどうしても堅持する必要があるわけです。

③は、ほかの土地改良区20市の状況を書いておきました。ほとんどの県内20市は土地改良区につけ足しの補助をしています。していないのは3つだけでしょう。私のところは基幹産業が農業だということは市長もご存じだと思うし、専業農家比率が33.3%で、2位が28%ですから、飛び抜けて専業農家比率が高い。県内1番なのですって。それなのにこんな切り方をするなんてことは私には信じられない。市長、どうですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） こんな切り方をするとおっしゃいましたが、まだそういう切り方をする事すら決めておりませんし、同じ表の要望につきましては土地改良区の皆さんから私のほうへも要望書を添えていただいております。先ほど来答弁でも言いましたように、来年度国のほうの補助率のガイドライン、ここが変わります。ここにおきまして、これまで以上に各自治体の市町村の負担がふえる部分もかなり出てくるという見込みになっております。そのガイドラインをしっかりと確認した上でどのような補助にするかを決めなければ、現時点で何もそこに対して答えることはできないと思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 上部の機関に聞きました。ガイドラインは、ちょっと私も絡んで運動して見直すようにしているのですが、やっても3割ぐらいのガイドラインの見直ししかできないのだそうです。出て見ればわかりますよ。あと7割は藤木副市長通達で切るのでしょう、今のところ。私が言っているのはそうではなくて、ガイドラインが出ようが出まいが、他市並みに10%の継続堅持をするべきということをおっしゃっているのです、市長。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、先ほども答弁させていただいたように、まだ切るということを何も決めておりません。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） では、切らないのですね。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、ガイドラインの状況も踏まえながら判断して予算組みをしたいということでございます。

- 議長（猪股文彦君） 近藤和義君。
- 16番（近藤和義君） 仮にガイドラインが私が今言ったように3割見直しが出たとして、あと7割はどうするのですか。
- 議長（猪股文彦君） 三浦市長。
- 市長（三浦基裕君） 仮の話は控えさせていただきます。
- 議長（猪股文彦君） 近藤和義君。
- 16番（近藤和義君） もう一度言いますが、土地改良区のほうでは666万円で大騒ぎしているのですよ、カットされると困るということで。
- では、副市長を1人にして、部制をやめると幾ら金額が浮きますか。
- 議長（猪股文彦君） 中川総務部副部長。
- 総務部副部長（兼総務課長）（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。
- 副市長1人、それから課制に戻した場合に、現行の差額につきましては全体で1,700万円余りの……
- 〔何事か呼ぶ者あり〕
- 総務部副部長（兼総務課長）（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） はい。1,738万3,216円の減額になろうかと思えます。
- 議長（猪股文彦君） 近藤和義君。
- 16番（近藤和義君） 口癖のように執行部は人口が減るのでどうのこうのとっています。666万円でこんなに農民を苦しめることに対して、従前の副市長1人、部制に戻せば1,740万円切れるのですって。まず、自分の身を切ってから市民に負担をかぶせること。当然ではないですか。違いますか、市長。
- 議長（猪股文彦君） 三浦市長。
- 市長（三浦基裕君） 予算作成において、今後も削減傾向に歩まなければいけない中で、その各部門等の予算組みの状況に応じ、人件費のほうにどのように考え方を回すかも含めて視野に入れて今、予算組みの作業をさせていただいております。
- 議長（猪股文彦君） 近藤和義君。
- 16番（近藤和義君） 自分の身を切ってから市民に負担をかぶせなさいと言っているの。666万円の3倍ぐらいを削減できるの。それを聞いているのです、市長。
- 議長（猪股文彦君） 三浦市長。
- 市長（三浦基裕君） 人件費トータルの中でも考えさせていただきますし、副市長2人制という部分につきましては、以前にも説明させていただきましたが、単純に1人分の金額が総人件費の中で上がったわけではございません。一方で、総合政策監の人件費がなくなっているとか、差し引きの中でトータルで考えさせていただいたものでございます。
- 議長（猪股文彦君） 近藤和義君。
- 16番（近藤和義君） 全然答弁になっていない。私聞いているのはそういうことではないの。ことしの3月定例会で、議員発議で副市長を1人にすべきが賛成13人ですよ。反対がたったの6人ですよ。大差ではないですか。圧倒的多数の議員は副市長が1人でいいという判断をしているの。副市長1人をいつにしますか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 3月の発議による議決におきましても、今任期中についてはその範囲ではないというものもついておりますので、それに合わせながら検討したいと思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 全く市長は口ばかりで、改革の意図が感じられない。自分は守って、人は切る。そんなことはやるべきではないのですって。財政に困ればどこの市長も、東京都知事まで自分の報酬を半分にしているではないですか。まず、自分たちを引き締めて切ってから市民の負担を少なくするようにするのが常道でしょうよ、市政の。自分の身何にも切らないで、市民だけに負担を負わせるようなことはやってはいけないのではないですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） ですから、先ほど来発言させていただいていますように、予算組みの状況、特に減額方向の状況の中でそれぞれの部分、人件費等を含めて身を切る部分も当然想定しながら予算組み作業を続けておりますと話させていただいたということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（三浦基裕君） 私の部分も含めての話でございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 飛行場いきます。これだけはすばらしいいい答弁でした。私と考え方が全く同じ答弁でしたので、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたい。

ちなみに、花角県知事の答弁を書いておりますが、読みませんが、花角県知事ももう既にATR社と打ち合わせをして、何とかこれを導入したいと言っている。最後に知事の答弁では、「佐渡市と連携しながら、可能な限り早期の運航再開を目指したい」というのが知事の答弁です。これは注文生産で、ちょっと聞いたところによると7機ぐらいそろえば機種は、機体は左側の機体と同じそうです。ターボエンジンだけをちょっと大きなものに乗せかえるだけなので、多少の注文があれば製作をするということを聞いていますので、小笠原村は2年後に就航を目指しています。小池都知事もそういう方向で前向きに皆さんの前で表明している。

ここで、東京と父島を結ぶのですよ、約1,000キロ。地図書いてあるでしょう、小さいの。私のところは、佐渡空港から東京までどのくらいの距離ですか。

○議長（猪股文彦君） 高津交通政策課長。

○産業観光部交通政策課長（高津 孔君） ご説明します。

直線距離ですと、佐渡空港から羽田空港の場合、約300キロ。しかしながら、飛行機については指定された航空路を通らなければいけませんので、航空路を通ることになりますと約400キロというふうに聞いております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 父島もこれ約1,000キロ、直線ですから。父島へ飛ばす同じ機種だとすると、佐渡は3分の1の距離なのです。ですから、十分可能。大阪まで飛べるし、九州でも飛べる。そういうことなので、これは実現したい。

もう一つ、小笠原村の人口、私のところは直近の12月1日現在で5万5,440人いますが、小笠原村は父島2,155人、母島が464人、足して2,600人。2,600人でも東京都は飛ばすのです。私のところ5万五千何ぼいる。これは、国境離島の観点からも国土の防衛の観点からも、どうしても佐渡は首都圏なり関西圏へ飛ばさなければならない、そう思っているのです、再度市長の答弁を求めます。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 最初の答弁でも話させていただいたとおりでございます。その開発を考えている航空機製造会社の東京で行われましたこの新機種絡みの説明の場に佐渡から担当職員を行かせて、全部内容を把握しております。その中で、もちろんこれだけの機種がもし実現できるとすれば、佐渡一新潟間だけということはあり得ない運航を考えなければいけない。この辺については花角県知事とも同じ方向で、話をした中でもそこは同じ方向を向いている。あとはどういうところへどう目指すかというところを今後検討課題だというふうに互いに認識しているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） いい答弁です。庁舎問題もそういういい答弁が欲しい。

さて、前向きに進めていただきたいが、最後に市長はもうご存じですか。人口1万人以上の有人離島で、本土へ飛行機が飛んでいないのは佐渡市だけ、2,000メートル空港がないのも佐渡市だけということをご存じですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） はい、存じております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） ぜひお願いしたいと思います。

次に、さわたコミュニティセンタービューさわた、ナンバー6へ入ります。時間が少なくなって、北方領土をやりたいので、なるべく手短かにいきますが、さわたコミュニティセンタービューさわたの①番のこの表、非常に難しい。読み取るのに物すごく困難なので、わかりやすく説明をしてください。これちょっと見ると、現行だと1,458万円かかっているから、市直営にすると1,000万円でするし、指定管理にすると1,200万円ですると読み取れるが、実はそうではないらしいので、説明をお願いしたい。

○議長（猪股文彦君） 小路市民福祉部副部長。

○市民福祉部副部長（兼市民生活課長）（小路 昭君） ご説明いたします。

大変わかりにくい表で、私どもも反省しております。この現行という欄ですが、これは今ある入浴施設と活性化センター、主に2つの施設がございまして、2つを合わせて現行指定管理をしている場合の市の負担が1,458万円という、まずは現行の見方です。

対しまして、市直営、指定管理、2種類ございまして、入浴施設については両方無償貸し付けをした場合ということで想定をしております、こちらの歳出のほうですが、これは無償貸し付けをした場合の、今現行の3施設無償貸し付けしておりますが、そこへ補助金を入れるという想定の方でございます。

対しまして、その市直営、指定管理、2種類ございまして、活性化センターを市直営として臨時職員等を雇いまして運営するという想定のコスト負担、指定管理のほうは活性化センターを収入も合わせまして指定管理に出して、委託会社等で管理していただくという想定の方でございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） つまり私はやっと理解したのです。これの根底にあるのは、入浴施設は国土交通省の補助で建っているし、活性化センターと温室ハウスは農林水産省の予算で建っているものだから、これを補助金の返還なしで譲渡をしてもらうには、農林水産省のほうの言い分は温泉施設とは切り離して10年間、つまり経営者を切り離して10年間運営すればただで佐渡市へくれますよという話が根底にあるわけでしょう。だから、こんなややこしい表になっているわけ。

現行の共立メンテナンスが指定管理で受けているのは、入浴施設と活性化センター両方を受けているけれども、今度は分けなさいと。入浴施設を市直営とか指定管理に分けると共立メンテナンスは受けないでしょう。まず受けない。ですので、今の答弁にあったように市有財産、つまり温泉貸し付けの3施設と同様なのです。これも温泉施設のほう、420万円もお金くれても受け手がないでしょう、多分。つまり私が何を言いたいかというと、市有財産の3施設、「だんご3兄弟」みたいな話だけでも、これは陳情書が出ています、議会にも。これ以上財政支援なければやめますよというような内容だと理解しますが、これはこのまま自然淘汰に任せて人口減に合わせて温泉施設を少なくしていくのか、それとも財政支援をしながら、健康増進が目的ですから、継続を今の数でしていくのか、これは市長の政策判断ですって。市長がどちらを選ぶかで対応が全く変わってくるわけで、市長はどちらを選択するつもりですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） まず、大前提は無償譲渡、あるいは無償貸し付け、これの部分の公募を大前提にやっていきたい。その結果、手挙げの状況などを踏まえ、他の3施設の状況も踏まえつつ、トータルでその公募結果を踏まえながら、どのような形でトータル4つの施設を考えるかというふうに思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 新穂は、補助を500万円入れてももうやめるという通知が来ているのでしょうか。同僚議員も質問していましたが、私が不思議に思うのは、金井と小木と真野は自力だけで、補助金何もしないで今でも温泉営業しています。それとの差は、公平性を欠くわけですけれども、それは市長はどのように考えますか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 済みません。真野はちょっとどこかわからないのですが。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市長（三浦基裕君） 済みません。健診センターのことでしょうか。それは、まるで違う目的の中で活用していただいているということで成り立っているのだというふうに思います。温泉ということで聞いたものですから、済みません。そこにつきましても、民営としてもしっかり経営の仕方次第で成り立つ部分もございまして、その部分、いわゆる営業に関する運営に対するさまざまな効率化、収入増への努力等々の考え方、これについても完全民営と無償貸与の部分では一部温度差とか考え方が違う部分は確実にあると思います。そここのところを含めてできるだけ民営に近い考え方での事業運営をしていただきたいということで協議会みたいな形も立ち上げさせていただいた上で、昨年インセンティブのオプション的な支援というものを考えて、今結果がどういう状況かを見てみようということで昨年からはじめさせていただいたものでございまして、その状況を見ながら、どのような支援の仕方がモアベターなのかということは内部

でも今も検討を続けているところでございます。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 温泉に関して一番最後に聞きますが、この状態では佐渡市の持っている温泉誰もやらない、もっと支援がなければできないとみんな手を挙げた場合、要望に応じてお金を出して存続をさせるのか、いや、できなければできないで、佐渡で1カ所でいいという判断をするのか、どちらですか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） そこについては、トータルの財源規模との押し引きの判断も含めた中で考えるべきものであって、今議員言った部分を白か黒かとはっきり言うべきタイミングではないと思っております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） 財産管理の②番、金井の歴史民俗資料館。写真のとおりです。下の写真、6月17日現在なのですが、こんなになって応急処置のシートも破れているからということで、泉の区長と平泉文化財の保存会会長と私で教育長と社会教育課長に陳情しました。そしたら、1,600万円ぐらいお金がかかるので、予算措置も必要なので、しばらく本復旧は待ってほしいが、その後、文書でも来たと思うのだけれども、仮の復旧、応急措置はすぐにやりますよとはっきり答弁をもらっているのだ。何ですか、上の写真。全然応急処置した跡もなければ、このままでは中に大事なものたくさん入っているのも壊れるし、建物自体が崩壊するのではないですか。

○議長（猪股文彦君） 渡辺社会教育課長。

○教育委員会社会教育課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

遅れたことは本当に申しわけないと思っております。先週シートをかけたに行ったのですが、天気が悪くてかけられなかったということで報告がありましたので、天気がよくなり次第職員のほうが対応しますので、安全性を確保した上で、まずはシートをかけて雨漏り等が少なくなるようにしたいというふうを考えております。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） さて、皆さんのご要望にお応えをして、北方領土をやります。

ナンバー1ですが、もうご案内のように1956年の共同宣言をもとにして日本とロシアが話を進めましょうということになっていますが、①番に立場の違いがはっきりしてきました。これは12月3日の毎日新聞なのですが、基本的立場として日本は4島日本のものですよと言っています。ロシアは、第二次世界大戦に勝ってとったのだから私のものだと言っている。歯舞群島、色丹島2島が返還されれば当然日本の主権になると日本は思っているが、ロシアはそれもこれから相談だと言っている。一番大事なのは、次の米軍です。米軍は駐留しないだろうと、多分安倍内閣総理大臣はトランプ大統領ともう打ち合わせを済ませてこれを言っていると思うのだけれども、ところがそれを目と鼻の先に米軍基地を置かれては困るというのがロシアの警戒です。すごくこれを懸念しているわけで、②番はプーチン大統領の発言の要旨を載せておきました。網かけた部分見てください。「ソ連と日本の議会が共同宣言を批准したが、日本側は合意の履行を拒否した」と。その次の一番最後の網かけ、「日本は過去に（宣言の）合意事項の実現を拒否したのだから」と。ロシア側は、一方的に日本がその1956年の日ソ共同宣言の合意を拒否したと言わんばかりの勢いです。日本国の名誉のために私は言うておきますが、③番、それは違うのです。これは、ことしの3

月外務省が出した文書なのですが、やっとなんか探しました。私頭の中には入っていたけれども。これは、宣言という名前がついているけれども、両国の議会が批准して、国連まで批准された、登録された一番強い拘束力を持つ国際的な約束なのですが、ソ連は1960年、網かけの部分ですが、日本が日米安全保障条約を結んだら、これは日本から一人残らず米軍出ていきなさい、そうしないと2島も返しませんよという話になったと。ところが、日本はこれに対して、それは約束が違う、新たな条件提示なんかは受けるはずもないし、戦後すぐに安全保障条約、別の旧安全保障条約で米軍が駐留していたその状態の中で交わされた宣言なのです、日ソ共同宣言。ですので、一方的に内容変更をするソ連の態度に対して日本が承諾できないのは当たり前、そういう裏があるのです。ところが、日本は反発しないけれども、ロシアは一方的に共同宣言を破棄した、破棄した、約束守らない国だと言って、頑張っってプーチン大統領まで言っているけれども、実は違う。約束を破棄したのは向こう側なのです。市長、どう思いますか。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 私この問題については議員ほど全く詳しくなく、ど素人でございますので、そこで見解を求められてもしっかりお答えできるものを持ち合わせておりません。

○議長（猪股文彦君） 近藤和義君。

○16番（近藤和義君） ④番に、不可侵条約を破って攻め入ったのも戦後の話。8月28日に、15日に終戦なのですが、28日から攻め込んだというのはそのとおり。ですので……

○議長（猪股文彦君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

〔終わると思った。ありがとうございます〕と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 約10分間休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（猪股文彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第120号から議案第129号まで

○議長（猪股文彦君） 日程第2、議案第120号から議案第129号までを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

三浦市長。

〔市長 三浦基裕君登壇〕

○市長（三浦基裕君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第120号、佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年の新潟県人事委員会勧告に準じ、佐渡市職員の給与について若年層を重点に行政職給料表で給料月額を400円から1,500円の範囲で引き上げ、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げ、夜間看護手当の額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

議案第121号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2億7,790万8,000円を追加するものでございます。補正内容は、歳出では新潟県人事委員会勧告等に

伴う人件費の補正予算を計上するほか、支払い遅延に伴う賠償金や地すべり災害に係る災害復旧経費を予算計上するもので、歳入ではその財源として国庫支出金、繰入金及び市債を予算計上するものです。

議案第122号から議案第129号につきましては、一括して説明させていただきます。議案第122号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ18万5,000円の追加、議案第123号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については9万3,000円の追加、議案第124号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第3号)については50万1,000円の追加、議案第125号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第3号)については40万1,000円の追加、議案第126号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第2号)については111万6,000円の追加、議案第127号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第3号)については102万2,000円の追加、議案第128号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算(第2号)については、収益的収支において支出を128万4,000円の追加、議案第129号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算(第3号)については、収益的収支において支出を83万2,000円の追加、資本的収支において支出を12万5,000円追加するものです。以上の8議案の主な補正内容は、新潟県人事委員会勧告に伴う人件費の補正を予算計上するものでございますが、病院事業会計は人事異動等に伴う人件費の補正についても予算計上するものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長(猪股文彦君) ここで昼食休憩といたします。

午前11時25分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(猪股文彦君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第120号 佐渡市職員の給与に関する条例及び佐渡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 質疑なしと認めます。

議案第120号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第121号 平成30年度佐渡市一般会計補正予算(第6号)についての質疑を許します。本案の質疑は、歳入歳出別に行います。

それでは、議案第121号の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(猪股文彦君) 質疑なしと認めます。

議案第121号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第121号についての歳出に関する質疑に入ります。質疑ありませんか。

駒形信雄君。

○8番(駒形信雄君) 詳しい説明をちょっとお願いしたいのですが、農林水産課の林道維持管理費、これ

登記上は私道というお話があって、それについてその賠償金等の発注の問題が出てきたのですが、これはいつどういう経緯で市に対して寄附行為がなされたのか、その後の処理の仕方はどうなったのか説明願いたい。

○議長（猪股文彦君） 市橋農林水産課長。

○産業観光部農林水産課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

林道の場合、各合併前の10カ町村によってその開設の仕方がばらばらでありました。赤泊、真野については用地買収をして林道をつくってございましたし、金井では無償で提供してもらい林道をつくっている。それ以外のところにつきましては……申しわけありません。ほかの林道については、所有者のほうから無償で借りて、林道がある間使わせてもらいたいという、済みません。言葉としては施工承認というのを最初にいただいて林道をつくってございました。場所によっては登記をしているところもありますが、登記をしていない場所もあります。それは、各10カ市町村ばらばらでありました。今回の現場については、私有地の現場もありますし、共有地の現場もあります。一部買収した現場もあります。

内容としては以上です。

○議長（猪股文彦君） 駒形信雄君。

○8番（駒形信雄君） 旧市町村の中には、土地は提供するから道をちゃんとつくってくださいよというケースが多々あったと思います。だけれども、その中で当然寄附されたほうは町村にしても市にしても登記を当然すべきだと思うし、その辺を今借りてやったという手続、それと寄附行為と今回の賠償にかかわるものについてどういう内訳になっておるのか。そこをしっかりと説明してください。

○議長（猪股文彦君） 市橋農林水産課長。

○産業観光部農林水産課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

これ12件ございまして、林道宮の河内線、これについては私有地ということになっております。これは私有地ですけれども、今言う林道については林道台帳に載ってまして、そして市の要綱の中で管理するというので、その台帳に載った林道については管理しているのですが、済みません。ちょっと途中なのですけれども、2の林道中津川線については金井町の所有となっております。今は佐渡市になっておりますし、林道国仲北線については、共有地ということになっております。また、林道地獄谷線については財産区の持ち物になっておりますし、林道古川線については国土調査の関係で場所がちょっと未定義になっているため、所有者を特定することができない状況であります。また、林道国仲北線については、佐和田町、今の佐渡市の所有ということでもあります。続きまして、林道大倉線については、赤道と青道の現場となっております。続きまして、もう一つの林道大倉線については、土砂撤去の委託については40名の共有地ということになっておりますし、林道青野線については共有地ということになっております。また、林道小佐渡2号線については、民有地、共有地があります。市の買収のほうはしてございません。あと、林道両尾線については、金井町ということになっております。林道南片辺線については、赤道をそのまま林道に使っているという状況でございます。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 駒形信雄君。

○8番（駒形信雄君） 今の説明ですと、市の所有は本当にわずかな話なのだけれども、この林道について

は買収はしなくてもいいのか。

それから、例えば寄附行為をした場合に、しっかりと登記上はやるべきではないかと思うのですが、それと今回のケースの場合に私有地はこういう発注の仕方では法令上大丈夫なのですか。そこを確認させてください。

○議長（猪股文彦君） 坂田産業観光部長。

○産業観光部長（坂田和三君） ご説明をいたします。

まず、林道の敷地となるところにつきましては、先ほど農林水産課長が申し上げましたように従来の市町村で有償だったり、無償だったり、貸し付けという形も一部あったように聞いておりますが、いろいろな形で林道の敷地というところを確保させていただいて、林道のほうを開設させていただいております。その後の手続としまして、測量、分筆、所有権移転というところが、先ほど農林水産課長の話もありましたが、共有地等々の理由もありますし、全体的に遅れておるといところで、所有権、登記のほうが遅れておるとい状況のところがあるという状況でございます。したがって、敷地としては市のほうに来ておりますので、林道としてしっかり管理をしていかなければいけない部分というところがございます。

○議長（猪股文彦君） 広瀬大海君。

○4番（広瀬大海君） 岩首地内のことしの2月に発生した地すべり災害に係る復旧費用の件なのですけれども、補正予算の5ページ目に繰越明許の補正で、もともと補正前は2,700万円ということだったのが今回2億5,000万円を追加されて2億7,700万円というふうに、約10倍以上というような形になっておりますけれども、これはなぜこのタイミングでこういった費用が発生しているのかというところを教えてください。全体のこういった状況も含めて。

○議長（猪股文彦君） 矢川建設課長。

○建設部建設課長（矢川和英君） ご説明いたします。

この災害につきましては、2月11日に発生しております。それで、2月中に測量と地質調査のほうを発注しまして、6月に国土交通省の防災課のほうと公共債の採択要件である地すべりとなるかどうかという判断をするための協議のほうを開始いたしました。それで、11月6日に工法検討の確定ということで、国のほうから地すべり災害を採択できるというような認定のほうをいただいております。それで、今回12月補正のほうで、本当は最初のほうに出せばよかったのだと思いますけれども、それには間に合わなくて今回の追加提案というふうになりました。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） 私も同じような件でお聞きします。

この岩首地区内地すべり災害の場所はどこでしょうか。

○議長（猪股文彦君） 矢川建設課長。

○建設部建設課長（矢川和英君） ご説明いたします。

県道の佐渡一周線のほうから養老の滝のほうに向かって上っていく岩首2号線という市道でございます。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） これ養老の滝のほうと伺ったので、もう一度聞くのですけれども、たしか平成29年7月の豪雨災害で養老の滝の近辺ずっと災害の復旧工事とかがあったような気がしているのですが、その辺との兼ね合いとか関係性とかをお聞かせ願いたい。

○議長（猪股文彦君） 矢川建設課長。

○建設部建設課長（矢川和英君） ご説明申し上げます。

議員おっしゃるとおり、昨年7月に養老の滝のほうが実際被災しておりました。それで、そちらのほうの復旧のほうも考えておったのですけれども、今回の2月に起きたこの災害の関係で、その奥のほうに重機等が入っていけないということで、養老の滝のほうの復旧のほうは現在できない状態になっております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 上杉育子さん。

○5番（上杉育子君） ということは、平成29年7月の災害復旧はまだ申請もしていない……申請はしているのですか、工事だけがしていないということで。工事はしてはなくて、ストップしていて、その後で2月にこの地すべりが起きたので、先にこちらのほうを予算計上して、そして今回予算の補正があるというような理解でよろしいのでしょうか。そこのところもう少し、平成29年7月の豪雨災害の復旧の件と兼ね合わせて説明していただけますか。

○議長（猪股文彦君） 猪股建設部長。

○建設部長（猪股雄司君） ご説明いたします。

昨年7月の豪雨災害におきまして、養老の滝のところも被災をいたしました。そちらについては、公共災害には該当しないということで、単独災害で予算を計上させていただいておりました。その分を昨年度中に発注の準備をしておりましたが、2月に大幅な地すべりが起きて、人も車も行けないような状況に一旦なりました。河川の埋設もございましたので、河川につきましては危険があるので、河川内の土砂については排土させていただいております。現在車も人も養老の滝のほうまで道を通って行けないような、川を渡っての仮設道路を通っていくしかないということで、重機が入れない状況になっておりますので、現在養老の滝の工事についてはこの工事が終わらないと施工できないというような状況でございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 今の話も聞いていてわかるのですが、いつもだとかういったときに議案関係資料としてどこの箇所とかというのがあってしかるべきなのではないのですか。

それと、例えばもう一つは、支払い遅延に伴う損害賠償を計上しているということで過去に議員全員協議会ではやっていますが、今回議案として正式に出している以上は関係資料として本来出さないと後々わからなくなると私は思うのですが、議長はどうですか。

○議長（猪股文彦君） 暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（猪股文彦君） 再開します。

中川直美君。

○19番（中川直美君） 今回の、非常に中身がよくわかりました。

そこで、まず1つは新聞でも話題になった支払い遅延の関係です。全体で82万8,000円ということなのですが、まず1つ教えていただきたいのは平成29年度分の支払い遅延については作業委託料と支払い遅延、平成29年度そのものは出納閉鎖をしましたから、財政はもう区切られているわけ。平成30年度の支払い遅延もこれ損害賠償ということになるのですか。そこで、つまり債務不履行の支払いということではないのか。例えば平成29年度でいうとね。その辺法的にどうなのか。そして、これが損害賠償になることのまず理屈を教えてください。

2つ目、これが違法な行為なのかどうかはわかりませんが、地方自治法の改正等もあるのですが、違法な執行行為等にかかわる職員の賠償責任というようなところは、例えば地方自治法の第243条あたりにはこれかかわるものなのかどうか、この点では2つ教えてください。

もう一つ、大きなものは人事院勧告であります。私の基本的な立場を申し述べておきますと、公務員の労働基本権が制約されていますから、法的にこの人事院勧告によって給料等を上げるのは認められているということだから、私はこれ何も反対するものではないのでありますが、ただ何も議論をせずに通せばいいというものでもないので、幾つかお聞かせを願いたい。一般質問でもちらっと言ったのですが、公務員の給料を上げるときには情勢適用の原則がありますよね。つまりわかりやすく言うと世間の給料並みにしなさいよというようなことなのだけれども、例えばきょう持ってきたのは新しいものなのですが、これは9月分ですが、事業所規模100人以上でいうと平均が28万3,789円というのですが、この辺は佐渡的にはどのように見たらいいのか教えてくださいというのが1点です。

2点目です。午前中もありましたが、また新市建設計画の関係では人件費で平成30年度70億円を5年後には64億円にするという、本気でやる計画をあなた方が出しているし、きょうの午前中も非常に財政が厳しいということであった。今市民向けに市報「さど」で市の財政についてわかりやすく説明をしてくれているので、私もわかりやすく聞きたいのですが、あなた方は人件費は食費というふうここに置きかえています、ということは今回の上げるということは食費、食事をよくするということですね。そういう理解でいいのです。どうなのかということですよ。

それともう一つは、3つ目、トータルでは2,700万円程度、これ足したものでいいのだろうと思うのですが、わかりやすく言うと、これ個人の問題だから言えないかもしれません。例えば総務部長でいうと幾ら上がるとか、課長でいうと幾ら上がるとか、平でいくと幾ら上がるかというふうに言えるものなら教えていただきたいということですよ。

○議長（猪股文彦君） 市橋農林水産課長。

○産業観光部農林水産課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

損害賠償の考え方ですが、これについては顧問弁護士と検討した結果、平成29年度についてはもう出納閉鎖が終わっているということで、損害賠償で支払うということで考えております。そして、今年度については、さかのぼって遅延金で支払うということで考えております。

以上です。

○議長（猪股文彦君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 今ほどの支払い遅延の関係につきましては、6月にも遅延賠償金ということで支払いをしておりますので、同様の手続をしたいと考えておるところでございます。

それから、人事院勧告の件ですけれども、議員言われた社会情勢適用の原則というのは当然でして、公務員の職場におきましては人事院勧告、あるいは都道府県の人事委員会勧告、こちらを参考に改定を行っているものでございます。佐渡市におきましては、国の通達もあり、人事委員会を置いている市ではありませんので、それぞれの都道府県の人事委員会の勧告を参考に地域の実情を考慮して対応するというのが原則になっております。佐渡市のケースにつきましては、当然先ほど言いましたとおり新潟県の人事委員会の勧告を参考に提案をさせていただいております。

それから、総務部長、総務課長が幾らかというものにつきましては、当然それはお答えはできません。

人件費は食費かという部分で、市報のほうに記載している部分につきましては、市民には食費に該当するのではないかとということで括弧書きをしていると……

〔「書いていないよ」と呼ぶ者あり〕

○総務部長（渡邊裕次君） なっているということでございます。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 前段の支払い遅延の関係ですが、つまり賠償金として、例えばさっき議事進行がなければ今回の議案に対する資料もなかったわけですよ。あと1年後、2年後になって見たときに、この賠償金何だということになるのですよ。そうすると、今回の市報「さど」ではないけれども、地方自治体の財政の角度からいくとどうなるのでしょうか。つまり実際には実態としては仕事をしている、林業の作業委託をやってもらっているけれども、損害賠償として上がることは予算会計上、これ額が少ないからいいのかもしれないけれども、大変不明瞭になるわけです。市民にもわかりやすいというあなた方が今回やった市の財政を家計に例えることと同じようなことでいうと、そういう意味でいうと本当にこれでいいのかということ。判例集もあるから、それを見れば私わかると思うのですが、判例でもいいということになっているのだと思うのですが、その地方財政の原則からいってどうなるのかということは教えてください。

2つ目、人事院勧告のことです。最後から言います。括弧書きにはなっていません。あなた方は、今財政調整基金が95.5億円あるのだけれども、平成35年には3億円まで減りますよと言って危機をあおっておきながら、そして一方の中では人件費は食費、括弧書きではないです。つまり食費をもっといい食費にしたいということが今回の値上げ幅ということに、この市報によるとなるのですが、違いますか。

あわせて聞きます。私人事院勧告全部持って、改めて勉強してみました。「ああ、なるほどな」と思ったのは、ただ給料を上げるだけではないのですね。例えば能率的な行政運営を維持する上で給料を上げると言っているのです。もう一つは、実効性のある人事上の取り組み、つまり主権者の信頼、出ていますよ。信頼を失っているから、主権者に対する信頼、不祥事に対してどう回復するかという意味で実効性のある人事上の取り組み、公務職場の活性化の取り組み、そして幹部職員には模範となるべき職員の役割を担うために上げると書いてある。この辺の取り組みはどのようになっていますか。

○議長（猪股文彦君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） まず、人事院勧告の件からですが、新潟県の人事委員会勧告の中にも今議員言

われるとおり平均、民間との給与格差で582円を引き上げるとか、勤勉手当の0.05月という記載も当然ありますし、働き方改革と勤務環境の整備というようなこともありまして、長時間労働の是正とか、仕事と家庭の両立支援、職員の健康管理、それから公務員倫理の確保、もろもろの労働条件についても記載をされているものでございますので、こういったものを総合的に勘案をして今回の、提案としては給与の部分で提案をさせていただいておるというものでございます。

それから、先ほどの括弧書きになっていないという部分については、中川副議長言われるのは文書のほうを言われているのだと思いますが、この表のほうには括弧書きになっておりますので、家計に例えるということで人件費（食費）、扶助費（医療費）というふうに図のほうでは括弧書きになっております。

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） ですから、1つは支払い遅延の関係は地方の財政はどうなっているか、ルール上、地方財政の会計というのは主権者の市民から見てわかりやすくしておかなければいけないのですって。そういう組み立てになっているのですって。市長がよく言うように、見える化なのですよ。それで問題ないのか、判例とかから見て問題ないということをやっているのだと思うのだけれども、こういった判例、行政事例に基づくものなのかということをお教えくださいということでもあります。

私言いましたが、私の基本的な立場は職員の労働権が制約されていますから、これは無条件に上げるものだ。ただし人事院勧告のことでいうと、この給料を上げることによって、例えば国民の信頼回復に向けた取り組みでは、「職員の模範となるべき幹部職員に対しては幹部としての役割を再認識させるための研修を実施することとする、これらを通じて」と明確に書いてあるわけで、こういったこともあわせてやるのが今求められているというふうに思うのです。

そこで、あえてさっき言ったようにあなた方は新市建設計画でも職員減らすと言っているのだ、5年後に大きく。ここでも財政が大変でやっていけない、平成35年には3億円になる。人件費は食費というのだから、そうすると食費を今よりもよくするというに私はとるのですが、これ書いた人誰か知らないけれども、おかしいですか。

○議長（猪股文彦君） 濱野企画財政部長。

○企画財政部長（濱野利夫君） 説明いたします。

市の財政状況について市民にわかりやすくというようなことで、歳入の部分、それから歳出の部分について家計に置きかえてということで説明をしております。ただ、人件費の部分については、家計で人件費というのはちょっと考えにくいというようなことから、家計の中では食費とか医療費とか、例えばということで置きかえて説明をしておるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 坂田産業観光部長。

○産業観光部長（坂田和三君） ご説明をいたします。

先ほどのお話でございますけれども、冒頭農林水産課長が申しあげましたように、そういったところも基本的に含めて顧問弁護士のほうとその対応についてより適切な形をとりたいということで相談、協議をさせていただいて、その対応というところを決めさせていただいたと考えてございます。

〔「実効性の研修を実施することについてはどうなっているのか、ちゃんと答えさせてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 何、何。

〔「幹部職員の研修などを実施することみたいになっているんだけど、どうなっているのか。やるのか、やらないのか」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 研修。

〔「それは幹部、トップスリーでしょうよ。それをやって初めて人事院勧告なんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊裕次君） 幹部職員に限らず、全ての職員がやっぱり効率的な行政運営、それから市民から信頼の持たれる運営をするのは当然でありますので、それぞれ職制に応じた研修の強化というものについてはこれまでどおり進めていきたいと考えております。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） この賠償金のことですけれども、先ほど同僚議員のほうからも質問があったように思ったのですが、この賠償金そのものについてこれは市が支出するものなのか、もう一度よく説明していただきたいと思います。

○議長（猪股文彦君） 坂田産業観光部長。

○産業観光部長（坂田和三君） ご説明をいたします。

市が支出いたします。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ここでは市が支出すると言ってここに載せているのだから、当然です。私は、だから説明をしてほしいと言ったのですよ。これだって賠償金が起きたのは、市の組織の中で、組織の命令系統の中で起きたことではないですよ。個人が失念したことによる発生ではないですか。どうしてそれを市が賠償金として受けるのかを説明してもらいたいと言っているのです。ここに載っていることではないのです。なぜこれが市なのですか。

○議長（猪股文彦君） 坂田産業観光部長。

○産業観光部長（坂田和三君） ご説明をいたします。

私ども担当部課としましては、私どものほうで発注した業務に対するものでございますので、私どものほうで予算を賠償金ということで計上させていただいているということでございます。その責任ということになりますと、それは私どものほうで判断するところではないというふうには思っております。

○議長（猪股文彦君） 荒井眞理さん。

○7番（荒井眞理君） ちょっと意味がわからないのです。またきょう改めて配っていただきましたけれども、そもそも、この支払い遅延についてというのは普通はですよ、というか今まではこういうのは「職員の不祥事について」といってタイトルがついているのです。だけれども、これ「職員の不祥事について」と書いていないので、これ全く職員の不祥事ではないと、そもそもそう考えているということですか。責任がないというのはちょっとよくわからないのです。発注したと、その発注はいいですよ。だけれども、それについて上司も同僚の職員もチェックできないところでこの遅延というのが発生したではないですか。この考え方をもう少し整理して教えていただきたいのです。

○議長（猪股文彦君） 坂田産業観光部長。

○産業観光部長（坂田和三君） ご説明をいたします。

支払い遅延、これについては基本的にはご説明を今まで差し上げてきましたとおりの口頭発注、その後の適切な処理がされなかったことによって発生した支払い遅延、それに伴う賠償金ということでございます。そこは、少し文言として適切ではないところがあるのかもしれませんが、そこは申しわけございません。

それから、私責任がないということを申し上げたのではなくて、責任の所在を判断するのは直接私どもということではないというふうに思っているというお話でございます。

○議長（猪股文彦君） 三浦市長。

○市長（三浦基裕君） 補足させていただきます。

この当該職員につきましての処分等を今詰めている最中でございますので、当然その部分、会計に損害をもたらした、特に遅延分については明らかに、本来なら発生すべきものではないものでございますので、その辺も含めて今最終的な処分の検討を続けているところでございますし、確定しましたらすぐ議会の皆様等にもご報告する予定になっております。

○議長（猪股文彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

以上で議案第121号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第122号 平成30年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第122号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第123号 平成30年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第123号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第124号 平成30年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第124号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第125号 平成30年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第125号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第126号 平成30年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第126号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第127号 平成30年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第127号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第128号 平成30年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第128号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第129号 平成30年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 質疑なしと認めます。

議案第129号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第120号から議案第129号までについては、お手元に配付してあります委員会追加付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終……

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 祝優雄君。

○17番（祝 優雄君） 昨日の一般質問の中で、金田議員と市長とのやりとりの中に、県に対して離島航路への補助体制を強化すべきだと、北越北線の例などを引きながら、長崎や鹿児島のように支援をすべきだという指摘をしたところ、市長から9月に県知事に対して文書で申し入れをしてあるということなものですから、この後航路問題に関する調査特別委員会が開かれますので、そこにその文書を提出するように求めたところ、これは文書ではなくてメモだという返答が来ました。だとすると、これ議事録ですから、このところはきちっと精査をして、直すべきところは直しておく、そうしないと誤解を招きますので、その対応方を議長において今議会中に処理をしてもらいたい。

○議長（猪股文彦君） 今の祝君の発言については私のほうで受けとめましたので、きょう即処理をするという問題ではないと思いますので、執行部にその旨を伝えて、きちんと後日回答いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（猪股文彦君） 中川直美君。

○19番（中川直美君） 9月には、私は当然文書でやってくれたのだと、私の質問に答えて文書で出すと。私食い下がり、文書で出すようにといて答弁を求めたのですが、単なる議事の訂正ではなくて、議会の政策論や市政の政策論にかかわることで、文書で出すか、口頭で言うかというのは行ってくるほど違うので、しっかりした対応を議長、よろしくをお願いします。

○議長（猪股文彦君） 了解しました。

○議長（猪股文彦君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は、12月20日木曜日午前10時から常任委員会付託案件についての委員長報告、質疑、討論、採決の後、追加議案の上程を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時22分 散会